平成２４年（フ）第３６４号
埼玉県越谷市大成町６丁目452番地13　八城アパート３Ｆ
債務者　蜂屋いつみ
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３８９号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野512番地10高野ハイツＡ―205
債務者　宮口　　修
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３９６号
埼玉県春日部市備後東７丁目２番17号　エルディムニューヒカール203
債務者　青山　祐一
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４０１号
埼玉県草加市瀬崎６丁目20番11号　エミネントプラザ303、住民票上の住所東京都墨田区江東橋２丁目16番10号
債務者　浅川　広貴
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４０４号
埼玉県草加市谷塚町1890番地１　朝日荘205号
債務者　齋藤陸奥夫
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４０７号
埼玉県草加市氷川町516番地１　リバーコープ氷川201号、旧住所埼玉県草加市吉町１丁目５番３号　第一内田ハイツ202号
債務者　田口　久樹
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４０９号
埼玉県春日部市大沼６丁目15番地１　春日部大沼団地304号
債務者　橋本まり子
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４１１号
埼玉県越谷市宮本町５丁目39番地１　パラシオン312号、住民票上の住所千葉県印旛郡酒々井町中央台２丁目３番１　208号
債務者　宮林　士朗
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４１５号
埼玉県越谷市川柳町５丁目236番地13
債務者　伊勢　千和
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１８４号
千葉県四街道市下志津新田2530番地15　星燈庵206
債務者　小野　英児
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２２２号
静岡県三島市西本町８番18号　ＡＨＩＫＡ105
債務者　小髙　健次
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２５８号
静岡県沼津市大岡2828番地の４
債務者　植松　　純
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２６７号
静岡県三島市中124番地の13
債務者　中川　　潔
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２６５号
愛知県西尾市楠村町寺下１番地２　いこいの郷Ｂ館508号室
債務者　杉山みちよ
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第７６号
岡山県倉敷市粒江団地８番１―204号
債務者　中井健一朗
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
岡山県倉敷市中畝３丁目12番41号　サンパティーク柚木Ａ棟105号室
債務者　市橋加代子
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１６８号
岡山県倉敷市大内916番地３　ウィンズ21Ａ201
債務者　藤本　勇一
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係